

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 15 日

(一社) 長野県食品工業協会
会長 殿

長野労働局労働基準部
健康安全課長

『「みる」化学物質の管理が変わります!』ページの周知について (依頼)

平素から安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜っており、お礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和 4 年厚生労働省令第 91 号)等により、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入されることになり、今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページ内において、『「みる」化学物質の管理が変わります!』ページが開設されました(下記参照)。

つきましては、貴団体のホームページへ同ページの URL をリンク付けするなどにより、傘下会員及び関係者へのご周知を図っていただきたく、ご依頼いたします。

なお、令和 4 年 9 月 26 日、10 月 3 日、10 月 17 日の 3 回にわたって委託事業(委託先 : みずほりサーチ&テクノロジーズ)により行われた、「新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー」についても、同ページにおいて令和 5 年 2 月末までの期間限定でセミナー資料と動画が掲載されています。Web 上でご視聴になれますので併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

『「みる」化学物質の管理が変わります!』ページの URL 及び QR コード

<https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/movies.html>



問合せ先 (担当) : 長野労働局労働基準部健康安全課
健康安全主任 鎌倉博史
(電話 026-223-0554)

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページにおいて、『「みる」化学物質の管理が変わります！』のページが開設されました。



化学物質の管理が変わります！

化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ
法令改正情報や関連情報を掲載しています

化学物質による労働災害防止のための新たな規制関係である令和4年5月31日に公布された、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令についての解説動画（全体版は23分20秒）が掲載されています。



また、令和4年9月26日、10月3日、10月17日の3回にわたって委託事業（委託先：みずほリサーチ&テクノロジーズ）により行われた、「新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー」についても、令和5年2月末までの期間限定となりますが、セミナー動画が掲載されており、お申込み不要で誰でもご視聴になれます。

【第1回】リスクアセスメントを実施する事業者（初心者）向けプログラム

- ・ラベル・SDSの見方・活用方法、これから取り組む化学物質のリスクアセスメントなど

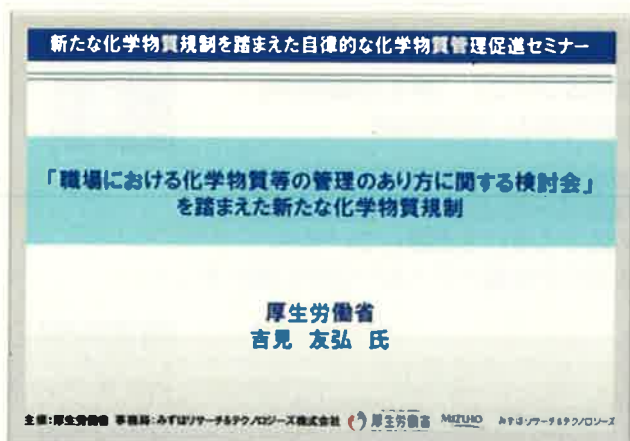
【第2回】ラベル・SDSを提供する事業者向けプログラム

- ・SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成、GHS混合物分類判定システム（NITE-Gmiccs）の使用方法など

【第3回】リスクアセスメントを実施する事業者（一般）向けプログラム

- ・ラベル・SDSの効果的な活用方法、事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメントの方法など

【全回共通】新たな化学物質規制に関する説明（厚生労働省）



注意：掲載中の資料及び講演内容は、講習会が行われた令和4年10月時点のものです。講演日以降の法令改正等には対応しておりませんので、ご了承ください。



『「みる」化学物質の管理が変わります！』のページは以下のURLまたはQRコードをご参照ください。

<https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/movies.html>



新たな化学物質規制が導入されます

(2022.9)

規制項目		施行期日	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加 ※GHS分類で危険有害性のある全ての物質を対象を拡大するため、右記以降も毎年度順次追加見込み（公布から施行まで数年を想定）				●
	ばく露を最小限度にすること （ばく露を濃度基準値以下にすること）			●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存			●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 （健康障害を起こすおそれのある物質関係）			●	●
	衛生委員会付議事項の追加			●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化			●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存			●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示				●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等				●
	がん原性物質の作業記録の保存			●	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				●
	雇入れ時等教育の拡充				●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大			●	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●			
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新			●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化				●
	事業場内別容器保管時の措置の強化			●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大			●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			●		
特殊健康診断の実施頻度の緩和			●		
第三管理区分事業場の措置強化					●



改正の詳細は、決まった事項から、順次、厚生労働省HPにアップされています。

『化学物質による労働災害防止のための新たな規制について』（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html



事業者のための化学物質管理無料相談窓口（厚生労働省委託事業）

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

電話 **050-5577-4862** FAX: 03-5642-6145 ※メールでの問合せも可

受付時間 平日10:00~17:00（12:00~13:00を除く）※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日~2023年3月17日（以降の開設期間とお問い合わせ先は未定）

詳しくは受託業者（テクノヒル株式会社）のウェブサイトをご覧ください。<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

